

福山市放課後児童健全育成事業本郷放課後児童クラブ運営業務について、委託業者選定のため、公募型プロポーザルを実施することとしたので、参加を希望する者は手続を行ってください。

2024年（令和6年）4月15日

福山市長 枝 広 直 幹



1 業務概要

(1) 業務名

福山市放課後児童健全育成事業本郷放課後児童クラブ運営業務

(2) 業務内容

福山市放課後児童健全育成事業本郷放課後児童クラブ運営業務委託仕様書のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から2027年（令和9年）3月31日まで

(4) 提案見積限度額

18,200千円

年 度	金 額
2024年度（令和6年度）	4,400千円
2025年度（令和7年度）	6,900千円
2026年度（令和8年度）	6,900千円

消費税については、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条及び別表第1第7号口の規定に基づき非課税とする。（放課後児童健全育成事業は社会福祉法第2条第3項に規定される第2種社会福祉事業）

2 参加資格

本プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (4) 福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- (5) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (6) 福山市暴力排除条例（平成24年条例第10号）第2条第1号又は第2号又は第3号の規定に該当

しない者であること。

3 プロポーザル実施スケジュール

内 容	期 日
①公告	2024年(令和6年)4月15日(月)
②募集要領等の配布期間	2024年(令和6年)4月15日(月)から 4月25日(木)午後5時15分まで
③質問書受付期間	2024年(令和6年)4月15日(月)から 4月25日(木)午後5時15分まで
④質問書に対する回答期限	2024年(令和6年)4月30日(火)
⑤プロポーザル参加申込書の提出期間	2024年(令和6年)4月15日(月)から 5月2日(木)午後5時15分まで
⑥参加資格審査結果通知	2024年(令和6年)5月8日(水)
⑦企画提案書及び提案見積書の提出期間	2024年(令和6年)5月9日(木)から 5月24日(金)午後5時15分まで
⑧プレゼンテーションの実施	2024年(令和6年)5月29日(水)
⑨選定結果の通知	2024年(令和6年)5月31日(金)(予定)

4 募集要領等の配付場所

福山市保健福祉局ネウボラ推進部保育施設課

〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号(本庁舎7階)

※福山市ホームページ(<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/hoikushisetsu/>)からもダウンロードできます。

5 契約の相手方の最優先候補者の選定について

企画提案書は、福山市放課後児童健全育成事業放課後児童クラブ運営業務委託業者選定委員会において審査し、最も高い評価を受けた企画提案書の提案者を契約の相手方の最優先候補者として選定する。

6 契約の締結について

最優先候補者と選定された事業者と契約に関する協議を行い、契約の締結を行う。なお、最優先候補者との協議が整わない場合は、最優先候補者に次いで高い評点を得た事業者(以下順次)と契約に関する協議を行う。

7 その他

本プロポーザルに関する詳細は、「福山市放課後児童健全育成事業本郷放課後児童クラブ運営業務委託業者募集要領」に定めるところによる。